

第 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年4月13日(火)午後2時59分			
開催場所	湯梨浜町 ハワイアロハホール 集会室			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第2号議案 非農地の現況証明について 第3号議案 農用地利用集積計画の決定について 第4号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 農業委員会事務局職員の任免について 第2号 賃貸借の解約等の通知について 第3号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局 会長 議長	<p>ただ今より、令和3年度 第1回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は、12人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願いします。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>進行致します。湯梨浜町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めさせて頂きます。本日の議事日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>次に「会期の日程について」を議題と致します。</p> <p>お諮りを致します。令和3年度第1回湯梨浜町農業委員会定例総会の会期は、令和3年4月13日本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日限りと致します。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に日程2番、「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には11番山田隆雄委員、そして12番下田健一委員の両名を指名致します。なお会議書記につきましては、事務局の方へお願いを致します。</p>
3 報告事項 第1号 農業委員会事務局職員の任免 について	(議長) 事務局	<p>それでは日程3番、報告事項に入ります。第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を、それでは事務局の方から説明をしてください。</p> <p>報告事項 第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を説明します。農業委員会等に関する法律第26条第3項、及び湯梨浜町農業委員会事務専決規程第4条の規定により、次のとおり湯梨浜町農業委員会事務局職員の任免を専決したので、本委員会に報告するものです。</p> <p>新任、副主幹 中村武史。旧任、副主幹 藤田晋也、発令年月日は令和3年4月1日。職員人事異動によるものであります。以上です。</p>

<p>第 2 号 貸借の解約等の通知について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>はい。報告事項第 1 号であります。このことにつきましては専決処理をしております。お尋ねはございますか。</p> <p>はい。なしとして。それでは報告事項第 2 号をお願いします。</p> <p>報告事項 第 2 号「貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類 農地法、通知者貸借人は、長和田●●。借借人は、長和田●●。土地の表示 大字長和田——。地目は畑、面積 72 m²。合意の成立日は令和 3 年 3 月 11 日。土地の引き渡し日も同日です。以上です。</p>
<p>第 3 号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について</p>	<p>議長 事務局</p> <p>議長</p>	<p>それでは続いて、報告事項第 3 号をお願いします。</p> <p>報告事項 第 3 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号 1 届出人 倉吉市 有限会社●●。土地の所在は、大字藤津——から大字藤津——までの議案書に記載の 4 筆。先月、3 月定例総会で報告しました事業の工期を延長するものであります。附記に記載しておりますが、工期は当初令和 3 年 3 月 15 日まででしたけれども、5 月 20 日まで延長するものであります。</p> <p>先月総会の時に山本推進委員の方から「終わるのか」と云う様なご質問がありましたけれども、やはり、予想どおりと言いましょうか、工期延期があったと云うものであります。</p> <p>位置図はすみません、先月で報告してましたので、今日は位置図は付けておりませんがご了承ください。以上であります。</p> <p>はい。報告事項第 3 号の件につきましては、補足をさせていただきます。先般ですね、県の会合がございました折にですね、いわゆる「公共事業の施行に伴う転用報告」、この件が、所感でございましてけれども、これがちょっと手薄になってるんじゃないかと云う風な事で指摘をさせていただきました。</p> <p>そのことにつきまして県の方も、このことについては 19 市町村に十分に徹底をし、それから県の方にも、このことについては土木関係が主だと云う風に思いますけれども。そちらの方には徹</p>

	<p>山本正義推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>議長</p> <p>山田委員</p> <p>事務局</p> <p>山田委員</p>	<p>底する様にと云う事でして頂く様になっております。これを捕捉させていただきます。</p> <p>以上、報告事項第2号、第3号を終わりますが、皆さんの方からお尋ねは。はい、どうぞ。山本正義推進委員どうぞ。</p> <p>報告事項第3号ですけども。ここに山田委員さんが居られるけども。藤津の件だけど、こうやって書類が出てるけども、こっちからは終了後の検査には行かないの。</p> <p>はい、説明を。</p> <p>はい、回答させていただきます。一応、事業が終わりましたと云う事で届出をしてもらう様には伝えてますので、通知が届きましたら、完了したと云う事になりましたら、現地は確認に行く様にしたいと思っておりますし、地元委員さん・推進委員さんがいらっしゃるの、都度目を光らせておいて頂くと、より。複数の目を見た方が良いと思いますので。ご協力をお願いします。</p> <p>何でかと言ったら、ある程度の石は取ってあるんだけど、大きな石は。この位の石（こぶし大の石）がだんだんと残ってるんだな。この間ちょっと自分、入ってみたんだけど。それでこれは検査か何か、農業委員会としてするのかと思っ聞いて見たところですよ。</p> <p>ちょっと補足して回答します。</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>検査と云う形で確認じゃなくて、ほんの確認と云うだけの意味になります。検査と云う事になると、よし悪しを判断して、ダメ、やり直しなさいと云う風な事になって来ますけど。そう云う権限は、逆にありませんので。</p> <p>まあ、大雑把に農地の復元と云う風な名目で、復元をしてくれと云う風な事は当然言っても良いのかなと思いますけどもね。</p> <p>山本正義推進委員、こう云った事で。</p> <p>はい。</p> <p>その他、お尋ねございますか。この件について山田委員の方からも何かない。</p> <p>いや、何も。いや。これ、3分の2くらい使ってあるのかな。の内、でこの面積になってる訳ですね。</p> <p>はい。</p> <p>石があるってさっき言われましたけど、元々田んぼを埋め立てて梨を植えられた時に、持って</p>
--	---	---

<p>4 議事 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 山田委員 議長</p> <p>山本正義推進委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>きた土に石がゴロンゴロン入っていた様な状況だったので。 あそこは梨を切られた後、ソバを作ってやろうかと思って耕耘に入ったらもう、とてもじゃ内 が石がいっぱいあって諦めた経緯があるんです。 いわゆる梨栽培する時の、入れた客土が、結構良いものじゃなかったと。 ええ。そうです。 ともあれ、この度の工事の事についてね、私が見た範囲においても。今でもコンクリートが有 るかいな。 いや、もう取ってある。 取ってある。あ、本当。あまりにも凄かったので、あの時は。それでまあ、そう云ったところ も、農地復元と云う様な意味を、県の方にもね。もう一度ね、念を押しておくと言ふ風な事でさ せて頂きましょうか。はい。皆さんの方から、その他ございますか。 それでは無い様でございますので、次に進めさせていただきます。 日程 4 番、議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議 題と致します。それでは事務局より、説明をしてください。 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地 法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本 委員会の意見を求めるものです。 (資料は、5-1 頁及び資料 1 の 1 頁から 8 頁) 番号 1 土地の所在 大字田後——、現況地目は田、転用面積は 1,027 m²の内 217.23 m²。転用 計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅であります。建築面積は 56.31 m²。 借り人、使用貸借になりますので借り人になりますけども。借り人は、倉吉市●●と、それか ら●●。貸人は、田後●●。契約内容は、使用貸借による永年の権利設定であります。 立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内 であります。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区 域内で、公共投資有でございます。 事業内容は、一般個人住宅 1 棟と 2 台分の駐車場。それで高さ 800 の L 型擁壁が東西 20m ず つで、合計が 40m。そして幅 250 の農業用排水路 を 20m 整備するものであります。農業振興</p>
--	---	--

	<p>議長</p> <p>横川委員</p>	<p>地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂きまして 5-1 が航空写真による位置図であります。東田後の区域内にあって太線で囲った筆の内、赤斜線部分が申請地であります。</p> <p>別添の資料 1 をお願いします。1 頁目が現地の写真で、赤線で囲った部分がこの度の申請箇所であります。頁をめくって頂き 2 頁目が公図。それから 3 頁目が求積図。4 頁目が土地利用計画図です。この図面、左の宅地との境界にお隣の田んぼの排水路があるんですけども、その水路に寄り添う様に、この度の申請場所の田んぼのための排水路を設置致します。この新設水路の右側に L 型擁壁を設け、東側、右側は、隣接農地との境界に L 型擁壁を設置して、農地転用の残地部分を田んぼへの進入路とする計画であります。</p> <p>続いて 5 頁目が計画断面図、兼建物立面図であります。この図面上の図が東西方向の断面図であります。表土を 20 cm スキ取りし、約 1m 盛土を行います。と云う図面でございます。</p> <p>次の頁 6 頁が建物平面図、7 頁が申請地周辺の上水道と公共下水道の管路図。そして 8 頁が申請地周辺の農業用水路排水路の状況です。</p> <p>資料 1 の 5 頁に戻って頂きまして、上側の図、東西方向の断面図ですけども。西側、左側です。宅地との間に南側の田んぼの排水路を、先ほど説明しました様に新設します。それから下の図。下の図の方は南北方向の断面図になるんですけども。こちらの方、雨水につきましては、町道の道路側溝が排水路となっておりますので、雨水はそちらへ排出する計画と云うものでございます。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>それでは引き続きまして、現地確認委員による調査報告をして頂きます。それでは 3 番の横川力委員から、現地報告をして頂きます。</p> <p>はい。本日、現地確認をして参りました。長谷川会長、土海職務代理、それから谷岡委員、倉本推進委員、事務局 2 名と私と。7 名で現地を確認して参りましたので、報告させていただきます。</p> <p>まず資料 1 の写真を見ていただけますでしょうか。ここの写真で、下 2 枚。右側、下の方に排</p>
--	-----------------------	---

<p>議案第 2 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>水路がしっかりとしてあります。それから、その赤線で囲った所が今回の申請地であります。右側の方に、右側の写真ですけど、宅地があります。道を挟んだ反対側も、ほとんど宅地なんですね。それで、横に 1 枚だけ水田があるんですが、周りを住宅に囲まれていて。水路、排水も町でしっかりと管理してありますので、雨水にしてもそんなに影響が無いと考えます。以上です</p> <p>以上で、現地確認委員による調査報告を終わります。それでは、ただ今より議案第 1 号につきましての質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。どうぞ発言してください。</p> <p>はい。それでは質疑は無いと云う風に認めさせていただきます。これを持ちまして質疑を終結致します。これより採決を行います。議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定を致します。</p> <p>続きまして、議案第 2 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1 頁と 6-2 頁、資料 1 9 頁)</p> <p>番号 1 申請人は 鳥取市●●。土地の所在 大字宇野——。地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 1,713 m²。平成 10 年代から耕作が困難となり、管理を行っていないと云う事であります。</p> <p>頁をめくって頂き、6-1 が航空写真による位置図であります。申請地は赤色の斜線で示しております。ちなみにこの図面のですね、左上にある建物は風土記館ありまして、左下に見える集落は上橋津集落でございます。そして、もう 1 枚頁をめくって頂き 6-2 が詳細図面でございます。</p> <p>それから現地の写真なんですけれども、別冊資料 1 の 9 頁目でございます。9 頁目の赤線で囲っている所なんですけれども。道べりに放置された暴風垣がございまして、その奥の谷間になった所が申請地であります。まず、番号 1 につきましては以上です。</p> <p>(資料は 6-3 頁、資料 1 10 頁)</p>
---------------------------------	--------------------------------------	--

		<p>番号 2 申請人は 田後●●。土地の所在 大字田後——。地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は 154 m²。同じく大字田後——。地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は 96 m²。こちら昭和 46 年頃に建築した建物の敷地と一体利用されて来ていると云う事でございます。</p> <p>航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、6-3 でございます。申請地は図面中央付近に赤く塗っております。すぐ右側に土色に見える所が田後公民館でございます。そう云った位置関係。田後の村中ですね。と云う様な場所でございます。</p> <p>それから現地の写真は、別冊資料 1 の 10 頁目です。本冊の 6-3 頁と見比べて頂きながら確認をいただければと思いますが。現場ですけれども、付随する建築物は現在、解体撤去されておりまして、更地となっていると云うものでございます。番号 2 につきましては以上です。</p> <p>(資料は 6-4 頁、資料 1 11 頁)</p> <p>番号 3 申請人は 田後●●。土地の所在 大字田後——。地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 793 m²。令和元年に相続をしたんですけれども、する以前から、何時頃からか分からないけれども駐車場として利用されていると云う事でございます。</p> <p>航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、6-4 です。左上に見えるのが旧北溟中学校です。そして現地の写真は、資料 1 の最後の頁、10 頁目でございます。田んぼの隣が、建物の付いた駐車場になっていると。そう云う状況でございます。説明は以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりました。引き続き現地確認委員による調査報告をして頂きます。それでは案件番号 1 番。この案件を 6 番の谷岡貞幸委員より、現地確認の報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>議長</p> <p>谷岡委員</p> <p>はい、報告します。場所は事務局が報告した所でありまして、資料 1 の 9 頁を見てください。長らく手が掛けられていなくて、この写真のと通りの状況であります。また、周りの農地も同じ様な事でありまして、これを復元することは困難な状況であると思います。よって非農地として認めることに問題は無いと考えます。以上です。</p> <p>議長</p> <p>はい。それでは次に番号 2 の案件を、20 番の倉本哲男推進委員より現地確認の報告をして頂きます。</p> <p>倉本推進委員</p> <p>はい。報告します。申請場所は本冊 6-3 を見て頂きますと、田後の公民館が右にある所であります。それで、現地の状況を、別添資料 1 の 10 頁を見て頂きたいです。</p>
--	--	---

	<p>議長 横川委員</p>	<p>写真を見て頂くと、住宅を建てようとしたところ、宅地だと思っていた所、一部が農地として残っていることが分かり、この度の申請となりました。現在、従いまして工事が止まっている状態になっております。</p> <p>それで申請場所は住宅に囲まれておりまして、周囲の状況やら現況から考えますに、農地として継続して利用できない状況にあります。従いまして非農地として認めることに問題は無いと考えます。以上です。</p> <p>はい。それでは次に番号3の案件を、3番横川力委員より現地確認の報告をして頂きます。</p> <p>はい。3番の田後の案件であります。資料1の11頁を見ていただけますでしょうか。その所の上の写真ですね。すでにもう良い建物が出来てます。これも何時建設されたかは分かりません。下の写真の方を見て頂きますと、2枚とも、もうアスファルト舗装がされている。その奥に、真砂土で整地がされております。</p> <p>この場所に関しましては申請者の方から、現地の状況の確認が取れないまま相続をしてしまって、いつの間にかこの様になってしまっていたと。非農地としてやむを得ないと云う状況であります。以上です。</p> <p>議長</p> <p>はい。以上で現地確認委員の報告を終わります。それでは一括して皆さんから質疑を受けたいと思います。質疑はございますか。</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>ちょっと良いですか。</p> <p>議長</p> <p>どうぞ、山本推進委員発言してください。</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>宇野の場合は荒れちゃってるんだな。だけれども3番の田後なんか綺麗なもんだわ。それで、出さないといけないものだろうか、願いを。</p> <p>議長</p> <p>はい、それでは説明してください。</p> <p>事務局</p> <p>はい。山本正義推進委員は、2番目3番目と云うのは、改めて非農地証明願いを出して協議をしないといけないのか。もう農地の状態じゃないので、それで良いんじゃないか。と云う質問であると受け止めました。</p> <p>なぜこれを諮らないといけないのかと云いますと、基本的には法務局に記録してあります登記地目と云うのが田んぼや畑のままです。それを換えようとするとはやはり農業委員会の非農地証明書と云うのが基本的に必要になって参りますので。地目変更してもらうためにも、農業委員</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 山本正義推進委員 議長</p> <p>山本正義推進委員 議長 事務局</p>	<p>会として非農地証明書と云うのを出してあげる必要があるんです。</p> <p>それで、そいつを勝手に事務局が出す訳にもなりませんので。やはり皆さんの目で確認をいただいた上で、もう農地じゃないですねと云う確認をした上で、そう云う、非農地をする必要がやはりあるものですから。現状追認なんですけれども、手続きとして非農地証明の審議が必要と云う事でご理解を頂きたいと思います。手続きです、あくまでも。</p> <p>山本推進委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>繰り返しますけれども、現地確認と云うのは事務局だけであるもんじゃありませんので。複数の者で見て「これだったら仕方がない。」とか「これだったらやむを得ない。」だとか。非農地にすべきだと云う風な判断を添えて非農地になると。その後に地目変更をして頂く。それから建物を建てて頂くと云った風な段取りがあります。こうやって行かないと法に触れると云う事になります。山本推進委員、良いですか、この辺り。</p> <p>非農地になった場合には、建てても良いのか。</p> <p>はい。それでは説明してください。</p> <p>非農地になった場合と云うのはつまり、登記上ですね、法務局の記録上「田んぼ」「畑」以外になってしまえば、後は原則的に農業委員会の関与する部分からは外れてしまいますので、家を建てたりしても、それは良いと。基本的には。</p> <p>ただ、細かい事を云いますとね、他の法律が、縛りがある場合もあるので、それはそれで置いておいて。取り敢えずは農業委員会の縛りからは外れると云う事で、家を建てる事のできる場所であれば農業委員会の許可なしで家を建てる事ができる様になる、と云う風にご理解いただければと思います。</p> <p>ただ、この度の整理番号3の案件なんかは、知らない間にこんな状況になっちゃって。物が建っていると云うのは、確かによろしくない状態なんですけども。申請者の人からすると、今の所有者の人からすると、知らない間にそうなってしまっていたんですね。自分が知っててワザとそうやったと云う訳ではないので。相続した時点で、もう既にこんな建物が建ってる状態だったと云う事になっちゃいますので。土地の所有者さん、申請人さんの責任では全くないですから。</p> <p>そこは実際もう、報告がありましたとおり「農地に復元することは困難であろう」と。そう云</p>
--	--	--

	<p>議長</p> <p>山本正義推進委員 議長 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>う判断だけで進めれば良いんじゃないかなと云う風に考えております。後は皆様方のお考えと云う事になります。</p> <p>との説明でございます。どうですか。まあ、山本推進委員のおっしゃる気持ちも良く分かります。何でこんなアスファルトが敷いてあるんだ。なんて思いますけども。こう云った事情があるんですよと云う風な事で、事務局からも説明がございました。その辺りで。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、その他に質疑はございますか。河井推進委員、さっき手を上げておられたけど。だいたい、今の件なんだけど。聞こうかと思ったんだけどね。この非農地。これ、台帳が田だよな。直に宅地にならんの。非農地に持って行ってから、今度は自分でする訳か。</p> <p>だいたいね、もう分かってる訳だから、宅地に持って行くって云う事は、それはできない訳か。じゃあ、説明をしてください。</p> <p>農業委員会が関与して地目を宅地に変える事ができないのか、と云う意図であると云う風に受け止めましたけども。</p> <p>農業委員会が積極的に動くケースって云うのは、今までやって来てるのは非農地認定と云うのをね、やって来ておりますが。</p> <p>もう既に農地の状態でない程荒れてしまっている所、山間部の。そう云ったものは非農地証明願いを出してもらうまでもなく、農業委員会の方で「もうそこは農地じゃないですね。」と云う事で、農地じゃないと云う事で、ゆくゆくは職権で山林なり原野なりと云う事に地目を変更させて頂きますねと云う、そう云うやり方が確かにございますけれども。</p> <p>町なかに関しては、これがなぜ、そう云うやり方をしないかと言いますと、町なかの場合は大概、往々にして悪意が有る無しにかかわらず無断転用の部類って云う事になって来るんです。</p> <p>はっきり言えば違法な転用ですよ。それを申請者からの申し立てなり何なり無しに、農業委員会の方で淡々と非農地の方に認定してしまうと云う事になると、おおっぴらに違法行為を認める様な話になりかねませんので。</p> <p>そうではなくて、やはり一度、申請者から「農地じゃないものとして認めてください。」と云う事で動いてもらった上で、農業委員会がきちっと判断をして「もう、農地じゃないですね。」と云うやり方をするのが、少しでも正しい姿に近づけるんじゃないかなと云う考えでおりま</p>
--	---	---

<p>議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定に</p>	<p>河井推進委員 議長</p> <p>河井推進委員 議長</p> <p>(議長)</p>	<p>す。</p> <p>ですので、農業委員会の方で策まって「もう、地目を変えちゃいましょう。」ではなく、申請者にきちんと手続きを踏んでもらって始末をつけてもらおうと。それで、非農地証明の審議をして非農地証明書を出す様になりましたら、今度は申請人さんの方で非農地証明書を持って法務局で地目変更登記をしてもらおうと。その手続きをご本人でやって頂くと。そこまでやってもらってようやく終わり、と云う形をとらせて頂くと云う風にしております。</p> <p>分かりました。今事務局が言う様にね、荒れた土地ではないんだから。ここはもう、あくまで、できてるんだから。違法に作ってる訳ですからね、この様にね。分かりました。</p> <p>はい。まあ、善悪に関わらず、従来においては一筆入れてもらってたんです。顛末書をね。始末書と云いますか。そう云った事がやっぱり必要なのかなと云う風にも思ったりします。</p> <p>そう云った事も、今後の申請等々につきましてはですね、安易にですね非農地処理してしまうのも如何なものかと思しますので。やはり、知らなかったけども、こんな有様になってしまいましたとか何とかね。一筆入れて頂くと云う事は、やはり必要なのかなと云う風に思ったりもします。</p> <p>これからは、やっぱりそう云った指導をしないといけないのかなと思っておりますし。目に付いた所は今までもやって来ております。申し添えておきます。</p> <p>じゃあ、河井推進委員、今の回答で宜しゅうございますね。</p> <p>はい。</p> <p>その他に質疑はございますか。お尋ねはございますか。</p> <p>それでは質疑は無しと認めます。質疑を終結致しまして、採決を行います。議案第 2 号「非農地の現況証明」に対する可否決定についてでございます。原案のとおり可とすることに賛成の委員の方は挙手をしてください。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手であります。よって議案第 2 号「非農地の現況証明」につきましては、原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。それでは事務局から、総括表から説明をしてください。</p>
----------------------------------	---	---

<p>ついて</p>	<p>事務局</p>	<p>議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 3 年 4 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、7-1 から 7-4 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をお願い致します。関係戸数は 借り人 4、貸し人 17 であります。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年以上 6 年未満が 2 件で 4,380 m²。6 年以上 10 年未満が 15 件で 53,086 m²。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 38,263 m²、樹園地として利用が 12,466 m²、普通畑として利用が 6,737 m²で、利用権設定面積率は 0.449%であります。詳細については次の頁 7-2 から 7-4 の各筆明細を、ご覧をお願い致します。</p> <p>それで、今月の利用集積計画は中間管理、鳥取県農業農村担い手育成機構の更新分と新規分が主なもととなっています。その中で特徴的なものは、7-4 頁の整理番号 16 と 17。こちらが新規分でありまして、賃貸借の芝栽培と云う事で予定をされております。</p> <p>以上、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。それでは皆さん、各筆明細を良くご覧頂きながらですね、質疑をして頂きたいと云う風に思います。時間を取りますので、各筆明細を良くご覧頂きまして、質疑がございましたらどうぞ。お尋ねがございましたらどうぞ発言してください。</p> <p>はい。それでは再度申し上げます。お尋ねはありますか。それでは質疑は無い、と云う風に認めさせて頂きます。これを持ちまして質疑を終結し、採決を行います。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。従いまして議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定を致します。</p>
<p>議案第 4 号 農用地利用配分計画の策定に</p>	<p>(議長)</p>	<p>続きまして、議案第 4 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。なお、本案件につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項のきていにより、議事参与の制限</p>

	事務局	<p>求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。よって議案第4号、整理番号2番3番の案件については原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは山上、谷岡、両委員の入室をお願い致します。</p> <p>(山上委員、谷岡委員 着席)</p> <p>両名が着席されましたので、審議を続行致します。</p> <p>次に議案第4号の整理番号2番と3番以外の案件を審議致します。説明してください。</p> <p>はい。まず、資料2の2頁目。</p> <p>整理番号1 権利の設定を受ける者 宮内●●。記載の6筆でございまして、使用貸借による水稻栽培。こちらは、一番右に書いてございます株式会社●●からの配分替えでございます。配分替え。それで、契約期間は残りの期間3年8ヶ月で、令和6年12月31日までの期間と云う事でございます。</p> <p>整理番号4につきましては、新規のものになりますけども。北栄町 株式会社●●で、記載の2筆で、こちら9年8ヶ月。令和12年12月31日までの配分。</p> <p>整理番号5番は、同じく北栄町 株式会社●●なんですけども。こちらは記載の3筆。これは配分の更新であります。右側に書いてございますのが、現在権利設定を受けている者と云う事になります。そちらに記載がある者は更新と云う風に捉えて頂きたいんですけども。</p> <p>整理番号6番、7番が倉吉市 株式会社●●の契約の更新です。ただ、契約期間が違うものですから整理番号は6番と7番に分割してございます。記載の筆、9年8ヶ月の配分と、4年8カ月の配分でございます。これは大本の中間管理の、地主さんが貸し出しをする期間がそれぞれ、10年だったものと5年と云うもので。違いがあるものですから、その様になっております。</p> <p>整理番号8番9番が藤津 合同会社●●。こちら配分の更新。契約期間が整理番号8につきましては4年8ヶ月ですし、9番については9年8ヶ月の配分でございます。整理番号9につきましては次の頁、中ほどまであるので、全部で9筆と云う事になります。これが更新ですね。</p> <p>整理番号10は藤津 合同会社●●の新規の配分になるんですけども。記載の2筆。水稻栽培で9年8ヶ月。令和12年12月31日まで。</p>
--	-----	---

	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>事務局</p>	<p>整理番号 11 が琴浦町 農事組合法人●●。記載の 3 筆。先ほど利用集積計画で出て参りました芝栽培の賃貸借契約でございます。9 年 8 ヶ月で賃借料が 10 アール当たり 1 万円で、支払い方法が口座振り込みで新規契約と云う事でございます。</p> <p>説明は以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。質疑はございますか。徳岡推進委員どうぞ、発言してください。</p> <p>はい。2 頁の整理番号 1 番の件ですが、今配置換えと云う事で株式会社●●から●●さんにと云う事でしたんですけども。この株式会社●●さんと云うのはもう、農業をやめられたと云う事ですか。それとも規模縮小と云う事ですか。</p> <p>説明してください。</p> <p>はい。ご説明申し上げます。株式会社●●は鳥取の会社で、県内各地と云うか北栄町とかを含めて、ずーっと枝豆栽培をやっておられます。湯梨浜町内でも新川の方ですね。天神川の土手のすぐ隣にある所で、転換畑でも栽培しているんですけども。</p> <p>ただ、こちらのですね、この度出て参っています大字光吉の場所がですね、雨が降って水が溜まったら、なかなか排水ができないと云う事で。作りが良いものができないので。何年かやってみたけども、ちょっと。断念致しますと。この場所については、枝豆栽培は上手いことできないので、お返しをさせていただきますと云う事になりました。</p> <p>お返しをさせていただきますと云うのが大字光吉と、実は、はわい長瀬の、長瀬西部の集落に引付いた様な場所の田んぼがあるんですけども。そちらの方もちょっと、田んぼ地で作りが悪いと云う事で。その 2 箇所ですね。2 ブロックについてお返しをさせていただきますと。他は作らせてもらいますと。逆に、まとまって面積のある様な畑があれば紹介してほしいなと云うお話はありましたけども。</p> <p>そう云う状況でございまして、丸々撤退をするんじゃなくて、作りが悪い所はやはり、申し訳ないけども手放しをさせていただきますと云う、そう云う事の動きであります。</p> <p>新川の公園の所からね、ずーっと上の方。この株式会社●●が作ってるでしょ。それでね、ここも、大字光吉の場所も枝豆を作っておられたけども、作柄が良く無くてやめると云う事。</p> <p>はい。</p>
--	---	---

<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の数値目標等の修正について 2020 農林業センサスの概要公表に基づく目標数値の見直し案を確認頂き、5 月定例総会で審議予定。 ○ 鳥取中央農協湯梨浜営農センターからブロッコリーの生産推進への協力要請について 河井推進委員から、湯梨浜営農センター長からブロッコリー生産者増への推進活動について農業委員会にも協力を願いたい旨、依頼があったことの報告。 <p>以上を持ちまして、令和3年度第1回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうぞご苦労様でした。</p> <p style="text-align: center;">(閉会 午後4時55分)</p>
-------------	-----------	--